

平成 28 年度 津市地域防災計画（震災対策編）の修正箇所一覧表（案）

No.	頁	行	旧	新
1	2	24	〔注記〕 要配慮者 <u>高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等は、災害時には自らが適切な行動をとりやすく被害を受けやすい条件にあるため、特に配慮を要する要配慮者といえます。</u>	〔注記〕 要配慮者 <u>高齢者や乳幼児、外国人、障がい者等の災害時に自らが適切な行動をとりやすく、被害を受けやすい条件にある特に配慮を要する者をいいます。</u>
2	12	新規	第 3 章 市民の責務と事業所の役割 第 1 節 市民の責務 略 第 2 節 事業所の役割 略 <u>記載なし</u>	第 3 章 市民の責務と事業所の役割 第 1 節 市民の責務 略 第 2 節 事業所の役割 略 第 3 節 <u>地区防災計画の提案</u> <u>地域における共助による防災活動を推進するため、地区内の居住者及び事業者は、地区防災計画を作成し、市防災会議へ提案することができます。市防災会議は、提案を受け必要があると認めるときは、地域防災計画に反映させるものとします。</u> <u>提案のあった地区防災計画は、資料編のとおりです。</u>
3	22	17	1 災害に強い防災基盤の整備（危機管理部、建設部、都市計画部、下水道局、政策財務部、農林水産部、環境部） 略 (1) 防災空間の整備 一時避難場所としての公園・緑地の整備や農地の保全、緊急輸送道路としての幹線道路の整備を推進します。 <u>記載なし</u>	1 災害に強い防災基盤の整備（危機管理部、建設部、都市計画部、下水道局、政策財務部、農林水産部、環境部） 略 (1) 防災空間の整備 一時避難場所としての公園・緑地の整備や農地の保全、緊急輸送道路としての幹線道路の整備を推進します。 <u>また、土地所有者等による敷地後退（セットバック）を推進し、緊急車両等が侵入可能な道路幅員を確保するため、津市狭あい道路整備事業助成金交付制度の活用を促進、啓発します。</u>

No.	頁	行	旧	新
4	28	5	<p>7 下水道施設の整備（下水道局） 下水道の老朽化施設については、中略、施設の被害を最小限に抑え、<u>早期の機能回復を図るため、次の措置を講じます。</u></p> <p>(1) 略 (2) <u>被災状況を迅速かつ的確に把握する体制、システムの整備に努めます。</u> (3)～(5) 略</p>	<p>7 下水道施設の整備（下水道局） 下水道の老朽化施設については、中略、施設の被害を最小限に抑え、<u>早期の機能回復を図るため、「津市下水道業務継続計画」を策定し、次の措置を講じます。</u></p> <p>(1) 略 (2) <u>被災状況を迅速かつ的確に把握する体制を整備します。</u> (3)～(5) 略</p>
5	31	表中	<p>第4節 火災予防計画</p> <p>○ 職場や地域における消火・<u>避難誘導訓練</u>を推進するとともに民間防火防災組織の育成を図ります。 以下、略</p>	<p>第8節 火災予防計画</p> <p>○ 職場や地域における消火・<u>避難訓練</u>を推進するとともに民間防火防災組織の育成を図ります。 以下、略</p>
6	31	3	<p>1 職場や地域における消火・避難訓練（消防本部） 職場や地域における火災の予防、初期消火及び<u>避難誘導</u>について講習会や訓練を実施します。</p>	<p>1 職場や地域における消火・避難訓練（消防本部） 職場や地域における火災の予防、初期消火及び<u>避難方法</u>について講習会や訓練を実施します。</p>
7	31	7	<p>2 民間防火防災組織の育成（消防本部）</p> <p>(1) 略 (2) 消防法に規定する防火対象物については、防火管理者、防災管理者等の選任及び消防計画の作成とこれに基づく<u>消火・通報、避難誘導訓練及び救出・救護訓練</u>、消防用設備等の点検整備の実施等、減災体制の徹底を図ります。</p>	<p>2 民間防火防災組織の育成（消防本部）</p> <p>(1) 略 (2) 消防法に規定する防火対象物については、防火管理者、防災管理者等の選任及び消防計画の作成とこれに基づく<u>消火・通報・避難及び救出・救護訓練</u>、消防用設備等の点検整備の実施等、減災体制の徹底を図ります。</p>
8	35	14	<p>4 造成地災害の予防（都市計画部、建設部）</p> <p>(1) 略 (2) <u>土砂災害特別警戒区域内、災害危険区域内又は建築基準法第40条の適用区域内に存する危険な不適格住宅を移転して安全な住環境の整備に努めます。</u></p>	<p>4 造成地災害の予防（都市計画部、建設部）</p> <p>(1) 略 (2) <u>土砂災害特別警戒区域、災害危険区域（未指定）又は建築基準法第40条の適用区域に存する危険な不適格住宅の移転を推進し、安全な住環境の整備に努めます。</u></p>
9	49	2	<p>第7節 災害時における要配慮者への対策</p> <p>1 略 2 在宅の避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）</p>	<p>第7節 災害時における要配慮者への対策</p> <p>1 略 2 在宅の避難行動要支援者への支援（健康福祉部、危機管理部、市民部）</p>

No.	頁	行	旧	新
			<p>(1) 避難行動要支援者 略 避難行動要支援者の要件 記載なし</p> <p>・ 65歳以上のみの世帯に属する者で、介護保険の要支援 又は要介護認定を受けている者 略</p> <p>(2) 支援体制 ア 略 イ 避難支援等関係者 略 (ア)、(イ) 略 (ウ) <u>消防機関</u> 以下、略</p>	<p>(1) 避難行動要支援者 略 避難行動要支援者の要件 <u>避難行動要支援者は、以下の要件に該当する者です。その他、以下の要件は満たさないものの、総合的に勘案して、支援が必要として地域の避難支援等関係者から申出があり、津市で認められた者についても避難行動要支援者とします。</u></p> <p>・ 65歳以上のみの世帯に属する者で、介護保険の要支援 又は要介護認定を受けている者 略</p> <p>(2) 支援体制 ア 略 イ 避難支援等関係者 略 (ア)、(イ) 略 (ウ) <u>消防団</u> 以下、略</p>
10	59	7	<p>第5節 避難体制の整備 1 一時的な避難体制の整備（危機管理部） (1) 指定緊急避難場所（緊急一時的な避難ができる施設） 災害の状況によって、中略、災害の種類ごとに指定緊急 避難場所として指定します。 <u>記載なし</u></p>	<p>第5節 避難体制の整備 1 一時的な避難体制の整備（危機管理部） (1) 指定緊急避難場所（緊急一時的な避難ができる施設） 災害の状況によって、中略、災害の種類ごとに指定緊急 避難場所として指定します。 <u>《指定基準》</u> <u>「地震」の指定</u> ア <u>公園、施設内グラウンド、駐車場などオープンスペ スを基本に指定します。</u> イ <u>公共施設や集会所等の建物を指定する場合は、地震に 対して安全な構造のものとして新耐震設計基準（S56.6.1 建築基準法）を満たすものを指定します。（耐震工事の実 施や耐震診断により安全性が確認できれば指定できるも のとしします。）</u> ウ <u>当該場所又はその周辺に地震が発生した場合において</u></p>

No.	頁	行	旧	新
				<p><u>人の生命又は身体に危険を及ぼすおそれのある建築物、工作物その他の物がない施設又は場所を指定します。</u></p>
11	61	37	<p>第5節 避難体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>記載なし</u></p>	<p>第5節 避難体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 長期的な避難体制の整備（危機管理部、市民部、各総合支所、各施設管理者）</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p><u>(5) 広域避難体制の整備</u></p> <p><u>地震、津波等の大規模災害発生時には、沿岸部等の住民が高台にある避難所へ避難することが想定され、すべての避難者を収容することが困難となります。収容しきれない他地域からの避難者を、他の避難所へ移送するため、十分な避難スペースを確保するとともに、移送体制を整備します。</u></p> <p><u>ア 移送は、徒歩又は車両を使用して行います。</u></p> <p><u>イ 状況に応じて、三重県に避難者の移送を要請します。</u></p> <p><u>ウ 市は、移送手段確保のため、民間事業者との応援協定の締結に努めます。</u></p> <p><u>エ 要配慮者に配慮し、移送先を決定します。</u></p> <p><u>(6) 避難所外避難者への対応</u></p> <p><u>大規模災害発生時には、避難所外にテントを張り生活する避難者や車中泊を行う避難者など、多様な避難形態が発生し、避難者の把握が困難となることが想定されます。</u></p> <p><u>テント泊や車中泊を行うための避難スペースを確保することにより、避難所外避難者の把握を容易にするなど、救援物資等の提供や、健康管理方法に配慮するとともに、地域住民等が積極的に避難所運営に参加できるよう、市民等への防災啓発に努めます。</u></p> <p><u>(7) 避難者の通信手段の確保</u></p> <p><u>避難者等の外部との通信手段を確保するため、特設公衆電話の設置に努めます。</u></p> <p><u>(8) 避難所の安全性の確保</u></p> <p><u>避難所の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行います。</u></p>
			<p><u>(5) 避難所の安全性の確保</u></p> <p><u>避難所の安全性に問題がないかどうかを定期的に点検し、必要な措置を行います。</u></p>	

No.	頁	行	旧	新
12	66	14	<p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部</p> <p>1～2 略</p> <p>3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所） (1)～(3) 略 記載なし</p> <p>(4) 甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの機関等に参集します。</p>	<p>第4章 災害に備える体制の確立</p> <p>第1節 災害対策本部</p> <p>1～2 略</p> <p>3 配備要員の初動の確保（各部、各総合支所） (1)～(3) 略 (4) <u>夜間に災害が発生した場合は、参集に際し、ヘッドライト等照明器具や必要な装備を着用し、人命救助を最優先とした災害対応を行います。</u> (5) 甚大な被害が発生し、勤務場所に参集することが困難な場合は、最寄りの機関等に参集します。</p>
13	68	新規	<p>第1節 災害対策本部</p> <p>1～3 略</p> <p>記載なし</p> <p>4 防災関係機関の体制の整備 略</p>	<p>第1節 災害対策本部</p> <p>1～3 略</p> <p>4 <u>業務継続計画（BCP）の作成</u> 大規模災害発生時には、避難所運営、災害復旧等に多くの市職員が従事し、また、庁舎や電気・通信機器の使用不能等により業務に支障をきたすことが想定されます。災害時に人、物、情報等が制約を受けた場合でも、一定の業務を的確に行えるよう、「市町村のための業務継続計画作成ガイド」（内閣府 平成27年）に基づき業務継続計画を策定し、その対策の事前準備を進めます。</p> <p>(1) <u>業務継続計画の要素</u> 次の事項について、あらかじめ定めるものとします。 ア 首長不在時の明確な代行順位及び職員の参集体制 イ 本庁舎が使用できなくなった場合の代替庁舎の特定 ウ 電気、水、食料等の確保 エ 災害時にもつながりやすい多様な通信手段の確保 オ 重要な行政データのバックアップ カ 非常時優先業務の整理</p> <p>(2) <u>業務継続計画の見直し</u> 業務継続計画は、毎年見直し・検討を行い、必要がある場合に修正等を行います。</p> <p>5 防災関係機関の体制の整備 略</p>

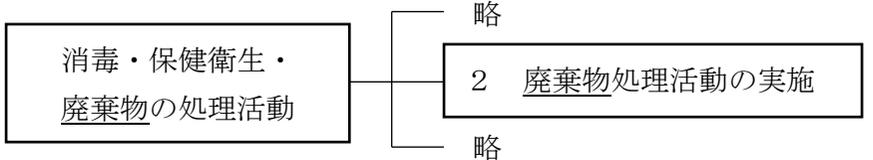
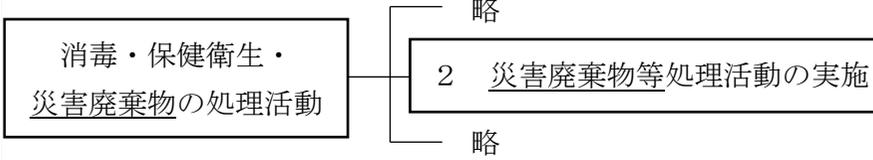
No.	頁	行	旧	新
14	75	12	<p>第4節 広域的な相互応援体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 応援要請、受け入れ体制の整備（危機管理部、総務部）  <u>市は、災害時の応援要請・受け入れが迅速かつ円滑に行えるよう、応援要請手続き、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等を整備するとともに職員への周知徹底を図ります。</u></p> <p>また、平常時から協定を締結している他市町及び防災関係機関等との間で訓練、情報交換等を実施します。</p>	<p>第4節 広域的な相互応援体制の整備</p> <p>1 略</p> <p>2 応援要請、受け入れ体制の整備（危機管理部、総務部）  <u>市は、国・県等からの人的支援や災害ボランティア活動を踏まえ、災害時の応援要請・受け入れを迅速かつ円滑に行ない、効果的な被災者支援につなげるため、津市広域受援計画を策定し、応援要請手続き、受入窓口や指揮系統、情報伝達方法等の必要事項についてあらかじめ定めておくものとします。</u></p> <p>また、平常時から協定を締結している他市町及び防災関係機関等との間で訓練、情報交換等を実施します。</p>
15	81	9	<p>第3節 緊急輸送活動対策</p> <p>1 輸送拠点の確保</p> <p>(1) 広域輸送拠点（危機管理部）                      略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 津市防災物流施設  <u>津市防災物流施設（平成28年4月供用開始予定）</u>については、以下、略</p> <p>ウ 道の駅津かわげ  <u>道の駅津かわげ（平成28年4月供用開始予定）</u>については、以下、略</p> <p>(2) 海上輸送の拠点（都市計画部、農林水産部）                      港湾管理者及び漁港管理者は、選定した港湾及び漁港を物流拠点として必要な施設の整備に努めます。                      記載なし</p>	<p>第3節 緊急輸送活動対策</p> <p>1 輸送拠点の確保</p> <p>(1) 広域輸送拠点（危機管理部）                      略</p> <p>ア 略</p> <p>イ 津市防災物流施設                      津市防災物流施設 <u>削除</u> については、以下、略</p> <p>ウ 道の駅津かわげ  <u>道の駅津かわげ 削除</u> については、以下、略</p> <p>(2) 海上輸送の拠点（都市計画部、農林水産部）                      港湾管理者及び漁港管理者は、選定した港湾及び漁港を物流拠点として必要な施設の整備に努めます。<u>また、災害時の民間港湾施設の使用について、応援協定の締結を推進します。</u></p>
16	85	<p>標題                      図中</p>	<p>第5節 消毒・保健衛生・<u>廃棄物</u>の処理体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○ 地震発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、<u>災害ゴミ及びし尿</u>の処理体制について整備します。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>消毒・保健衛生・<u>廃棄物</u>の処理体制の整備</p> </div> <p>—— 略</p>	<p>第5節 消毒・保健衛生・<u>災害廃棄物</u>の処理体制の整備</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>○ 地震発生後に、必要とされる消毒・保健衛生活動と、<u>災害廃棄物（ごみ及びし尿）</u>の処理体制について整備します。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; display: inline-block;"> <p>消毒・保健衛生・<u>災害廃棄物</u>の処理体制の整備</p> </div> <p>—— 略</p>

No.	頁	行	旧	新
17	85	13	2 ごみ処理体制の整備（環境部） (1) <u>ごみ処理計画</u> の策定 略	2 ごみ処理体制の整備（環境部） (1) <u>災害廃棄物（ごみ）処理計画</u> の策定 略
18	86	5	3 し尿処理体制の整備（環境部、下水道局、危機管理部） (1) <u>し尿処理計画</u> の策定 略	3 し尿処理体制の整備（環境部、下水道局、危機管理部） (1) <u>災害廃棄物（し尿）処理計画</u> の策定 略
19	89	11	3 職員の福利厚生への配慮（総務部） (1) <u>各部・支部は</u> 、災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、他市町等の職員の応援受入に際しても福利厚生について配慮します。 (2) <u>各部・支部は</u> 、災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、適宜要員の交代等を行うことにより、従事する職員の健康管理に努めます。	3 職員の福利厚生への配慮（総務部） (1) <u>削除</u> 災害対策に従事する職員の健康管理、勤務条件等を考慮するとともに、他市町等の職員の応援受入に際しても福利厚生について配慮します。 (2) <u>削除</u> 災害対策に従事する職員の勤務時間等を把握、管理し、適宜要員の交代等を行うことにより従事する職員の健康管理に努めます。
20	92	26	3 被害状況等の報告（危機管理部、消防本部） (1) 災害の報告 災害に伴う被害状況は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防防第267号）に基づき県に報告します。 中略 ○消防庁災害対策本部（情報収集班） FAX 03-5253-7553 地域衛星電話 FAX 0-P-7-P-048-500-90-49175 <u>TEL 03-5253-7510</u> 衛星携帯電話 TEL 7-048-500-90-49175	3 被害状況等の報告（危機管理部、消防本部） (1) 災害の報告 災害に伴う被害状況は、災害対策基本法、災害報告取扱要領（昭和45年4月10日消防防第246号）及び火災・災害等即報要領（昭和59年10月15日消防防第267号）に基づき県に報告します。 中略 ○消防庁災害対策本部（情報収集班） FAX 03-5253-7553 地域衛星電話 FAX 0-P-7-P-048-500-90-49175 <u>TEL 03-5253-7514</u> 衛星携帯電話 TEL 7-048-500-90-49175
21	111	表中	第9節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 略  略 — 略 略 記載なし	第9節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定 略  略 — 略 略 3 指定避難所等に対する応急危険度判定の実施

No.	頁	行	旧	新
22	111	13	<p>第9節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p><u>記載なし</u></p>	<p>第9節 被災建築物応急危険度判定及び被災宅地危険度判定</p> <p>1 略</p> <p>2 略</p> <p><u>3 指定避難所等に対する応急危険度判定の実施（都市計画部）</u>  <u>建築関係団体（以下「団体」という。）と締結した応援協定に</u>  <u>基づき、被災した指定避難所等に対する応急危険度判定を行います。</u>  <u>(1) 震度6弱以上の地震が発生した場合</u>  <u>あらかじめ登録された判定士は、本市からの要請がない時</u>  <u>点においても、応急危険度判定の要請があったものとみなし、</u>  <u>事前に指定された指定避難所へ参集し、各指定避難所等の応</u>  <u>急危険度判定を行います。</u>  <u>(2) 震度5強以下の地震が発生した場合</u>  <u>実施本部は、必要に応じて団体へ各指定避難所に対する応</u>  <u>急危険度判定の実施を要請します。</u></p>
23	113	21	<p>第10節 輸送及び交通応急対策</p> <p>1 災害輸送体制の確立（危機管理部、政策財務部、都市計画部、 商工観光部、農林水産部）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 災害輸送の体系</p> <p>市外や県外から陸海空路により送られてくる緊急物資につ いて、津市防災物流施設や物資集積場所に集積し、必要に応 じて道の駅津かわげを中継地点として避難所や被災現場等へ 緊急輸送道路を活用して配送します。</p> <p><u>現行における災害輸送の体系は図1のとおりです。津市防</u>  <u>災物流施設供用開始後及び道の駅津かわげ供用開始後は図2</u>  <u>の通りとなり、海路や陸路を活用した輸送が、より円滑に実</u>  <u>施できます。</u></p>	<p>第10節 輸送及び交通応急対策</p> <p>1 災害輸送体制の確立（危機管理部、政策財務部、都市計画部、 商工観光部、農林水産部）</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>(4) 災害輸送の体系</p> <p>市外や県外から陸海空路により送られてくる緊急物資につ いて、津市防災物流施設や物資集積場所に集積し、必要に応 じて道の駅津かわげを中継地点として避難所や被災現場等へ 緊急輸送道路を活用して配送します。</p> <p><u>削除</u></p>

No.	頁	行	旧	新 削除
			<p style="text-align: center;">[図 1]</p> <p style="text-align: center;">[図 2]</p> <p style="text-align: center;">——▶ 陸路    - - - -▶ 海路    ·····▶ 空路</p>	<p style="text-align: center;">[災害輸送体系図]</p> <p style="text-align: center;">——▶ 陸路    - - - -▶ 海路    ·····▶ 空路</p>
24	114	20	<p>2 災害輸送の確保（危機管理部、政策財務部、都市計画部）</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 海上輸送</p> <p>船舶による輸送は、津松阪港及び各漁港を拠点とし、港湾及び漁港の状況を考慮し、県災対本部、港湾管理者、漁業協同組合等関係機関に協力要請を行います。</p> <p><u>記載なし</u></p>	<p>2 災害輸送の確保（危機管理部、政策財務部、都市計画部）</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 海上輸送</p> <p>船舶による輸送は、津松阪港及び各漁港を拠点とし、港湾及び漁港の状況を考慮し、県災対本部、港湾管理者、漁業協同組合等関係機関に協力要請を行います。<u>また、民間港湾施設保有事業者と、災害時における港湾の一時使用に関する協定を締結し、拠点として活用します。</u></p>

No.	頁	行	旧	新
25	124	14	<p>第14節 生活必需品の確保、調達</p> <p>1 略</p> <p>2 物資の受け入れ及び配分（商工観光部、健康福祉部、各総合支所） <u>記載なし</u></p> <p>(1) <u>救援物資の受け入れ及び配分</u> <u>災害の規模及び災害発生地域等に応じ、指定する場所に物資を集積し、配分を行うものとします。</u> <u>また、アレルギー用の物資の受入、配分については、適正な管理の下行います。</u> <u>救援物資等の配分にあたっては、各配分段階において受払の記録及び受領書を整備しておきます。</u></p> <p>(2) <u>物資受入及び集積場所</u> <u>物資の受入及び集積場所は、原則、安濃中央公園及び津市防災物流施設とし、受入量や輸送経路に応じ、道の駅津かわげ、市本庁舎及び各総合支所を活用します。</u></p> <p>(3) <u>供給方法</u> <u>商工観光部は、関係部局と連携し、受け入れた救援物資等を適切に配分し、避難所等へ供給します。また、陸路輸送の中継地点として道の駅津かわげを活用します。</u></p>	<p>第14節 生活必需品の確保、調達</p> <p>1 略</p> <p>2 物資の受け入れ及び配分（商工観光部、健康福祉部、各総合支所） <u>大規模災害発生時には、市外・県外から大量の緊急物資等が送られてくることが想定されます。</u> <u>国からのプッシュ型の物資支援や被災者のニーズに対応し、各地から送られてくる救援物資等が被災者の元に迅速に供給されるよう、物資の供給システムについて定め、シミュレーションしておきます。</u></p> <p>(1) <u>被災者のニーズの把握</u> <u>避難所等被災現場において、避難者等の年齢構成、性別、アレルギー等の配慮すべき事項について迅速に把握し、必要となる物資について、災害対策本部へ連絡します。</u></p> <p>(2) <u>物資の受入、集積及び配分</u> <u>市外・県外から届けられた救援物資等は、原則、安濃中央総合公園及び津市防災物流施設に集積し、各被災現場のニーズに合わせた荷捌き・配分を行い、各配分段階において受払の記録及び受領書等を整備して物資を管理します。</u></p> <p>(3) <u>供給方法</u> <u>商工観光部は関係部局と連携し、受け入れた救援物資等を適切に配分し、被災者へ供給します。救援物資等の供給に際しては、被災現場において物資受入場所を確保し、物資の受け渡し場所、時間等を被災者に周知します。</u> <u>また、車中泊や自宅等で援助を必要とする被災者にも物資が行き渡るよう配慮します。</u> <u>物資の輸送体系については、第3編 第1章 第10節のとおりです。</u></p>

No.	頁	行	旧	新
26	130	標題 図中	<p>第16節 消毒・保健衛生・<u>廃棄物</u>の処理活動</p> <p>○ 略</p> <p>○ 被災地において大量に発生する<u>廃棄物</u>（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）を適切に処理し、環境衛生に万全を期します。</p> 	<p>第16節 消毒・保健衛生・<u>災害廃棄物等</u>の処理活動</p> <p>○ 略</p> <p>○ 被災地において大量に発生する<u>災害廃棄物</u>（倒壊家屋等のがれき、避難所のし尿等）を適切に処理し、環境衛生に万全を期します。</p> 
27	131	25	<p>2 <u>廃棄物処理活動の実施</u>（環境部）</p> <p>(1) 処理体制 被災地域の<u>ごみ</u>の発生状況と収集運搬体制及び処理施設の稼働状況を総合的に判断して、適切な処理体制を敷きます。</p> <p>以下、略</p>	<p>2 <u>災害廃棄物等処理活動の実施</u>（環境部）</p> <p>(1) 処理体制 被災地域の<u>災害廃棄物（ごみ）</u>の発生状況と収集運搬体制及び処理施設の被害状況等を踏まえた「<u>災害廃棄物処理実行計画</u>」を策定し、同計画に基づき、適切な処理を進めます。</p> <p>以下、略</p>
28	134	12	<p>第17節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋火葬</p> <p>1 行方不明者の搜索の実施（消防本部、危機管理部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応援要請等 大規模な災害により市だけで対応できない場合は、中略 自衛隊派遣要請を行います。 また、他の市町災害対策本部、もしくは県災害対策本部から<u>漂着遺体</u>の搜索要請があった場合には、警察・消防本部等と連携・協力して、これを行います。</p>	<p>第17節 行方不明者の搜索、遺体の収容・埋火葬</p> <p>1 行方不明者の搜索の実施（消防本部、危機管理部）</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 応援要請等 大規模な災害により市だけで対応できない場合は、中略 自衛隊派遣要請を行います。 また、他の市町災害対策本部、もしくは県災害対策本部から<u>行方不明者</u>の搜索要請があった場合には、警察・消防本部等と連携・協力して、これを行います。</p>
29	136	14	<p>第18節 動物の保護及び管理</p> <p>1 愛玩動物の保護及び管理（環境部、市民部、各総合支所）</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 愛玩動物の死体の焼却・埋葬の実施 ア <u>石油等</u>を用いて償却し、焼却後残った灰等は土中に埋却します。 イ 略</p>	<p>第18節 動物の保護及び管理</p> <p>1 愛玩動物の保護及び管理（環境部、市民部、各総合支所）</p> <p>(1)、(2) 略</p> <p>(3) 愛玩動物の死体の焼却・埋葬の実施 ア <u>燃料等</u>を用いて焼却し、焼却後残った灰等は土中に埋却します。 イ 略</p>

No.	頁	行	旧	新
30	167	8	第4編 災害復旧・復興計画 第1章 災害復旧・復興の推進 第1節 迅速な復旧・復興 1 市街地復興に関する事前対策（各部、各総合支所） (1) 各種データの整理及び保存 略 <u>記載なし</u>	第4編 災害復旧・復興計画 第1章 災害復旧・復興の推進 第1節 迅速な復旧・復興 1 <u>復旧・復興に関する事前対策（各部、各総合支所）</u> (1) 各種データの整理及び保存 略 (2) <u>連絡体制の構築</u> <u>各部は、災害発生時における国、県の担当部局及び関係機関との緊急の連絡体制を構築し、発災時の情報収集や連絡調整に備えます。</u> (3) <u>代替施設の検討</u> <u>必要な住民サービスを維持するため、被災した公共施設等の代替施設をあらかじめ検討します。</u> (4) <u>資機材等の整備</u> <u>災害時に必要な資機材等の整備や調達方法についてあらかじめ検討するとともに、災害応援協定の締結を推進します。</u>
31	168	5	2 生活再建支援に関する事前対策（危機管理部、政策財務部、建設部） (1)、(2) 略 (3) 地籍調査事業の推進 市は、災害復旧の迅速化が図れるように、地元自治会や関係機関の協力を得ながら、地籍調査事業を推進します。 <u>記載なし</u>	2 生活再建支援に関する事前対策（危機管理部、政策財務部、建設部） (1)、(2) 略 (3) 地籍調査事業の推進 市は、災害復旧の迅速化が図れるように、地元自治会や関係機関の協力を得ながら、地籍調査事業を推進します。 <u>特に津波による被害が予想される沿岸部においては、地籍調査に関連する事業を積極的に活用しながら地籍調査事業を計画的に推進します。</u>
32	168	7	3 <u>市街地復興（政策財務部、都市計画部）</u> (1) <u>復旧・復興の基本方向を早期に決定するための支援</u> <u>市は、被災の状況、地域特性、関係公共施設の管理者の考え方など、市民の意見等を踏まえ、迅速な現状復旧か、災害に強い都市づくりを目指す計画的復興かを検討し、復旧・復興の基本方向を早期に決定できるよう努めます。</u>	3 <u>市街地及び都市基盤施設の迅速な復旧・復興（都市計画部、建設部）</u> (1) <u>被災施設の復旧等</u> ア 市は、 <u>応急復旧計画に沿って、あらかじめ定めた応援協定等を活用し、被災公共施設の復旧にあたっては、可能な限り早期の応急復旧に努めます。</u> イ <u>ライフライン、交通関係施設の復旧については、関係事業者と連携のもと、地域別の復旧見込みを明らかにするよう努</u>

No.	頁	行	旧	新
			(2) 略	<p><u>めるものとし、施設間の復旧速度の相違に起因する二次災害の防止に努めます。</u></p> <p>(2) 略</p>
33	168	18	<u>4 都市基盤施設の復旧・復興（都市計画部、建設部）</u> 略	削除
34	168		<u>第2節 家屋被害認定調査及びり災証明書の発行</u> 略	削除
35	169	新規	第2章 <u>災害復旧・復興計画</u> 記載なし	<p>第2章 <u>災害復旧・復興</u> 第1節 <u>災害復興指針</u></p> <p><u>○ 地震発生後、できるだけ早期に津市復興計画（仮称）を策定し、いち早く復興事業に取りかけられるよう、取り組むべき対策と取組項目案を提示します。</u></p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p style="text-align: center;">災害復興指針</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>1 計画的復興に向けた体制整備</li> <li>2 住まいと暮らしの再建</li> <li>3 公共土木施設の復旧・復興</li> </ul> </div> <p><u>1 計画的復興に向けた体制整備</u> 地震災害発生直後から山積する課題に遅滞なく対処していくため、いち早く行政機能の回復を図ります。また、計画的に復興に取り組んでいくため、各部において復興に向けて取り組む対策を検討するとともに、津市震災復興対策本部（仮称）における議論等を通じて、津市復興計画（仮称）を策定します。</p> <p><u>(1) 行政機能の回復</u> ア <u>非常時優先業務の継続</u> イ <u>人的資源の確保（市外・県外からの派遣の受け入れ）</u> ウ <u>人的資源の確保（任期付き職員等の採用）</u></p> <p><u>(2) 復興体制の整備</u> ア <u>津市震災復興対策本部（仮称）の設置</u> イ <u>津市復興方針（仮称）の策定</u> ウ <u>津市復興計画（仮称）の策定</u></p>

No.	頁	行	旧	新
				<p>エ <u>津市復興計画（仮称）の進行管理</u></p> <p>(3) <u>情報提供</u></p> <p>ア <u>被災地調査の受入に係る調整</u></p> <p>イ <u>復興状況の把握と情報提供</u></p> <p>ウ <u>復興記録誌の作成</u></p> <p>2 <u>住まいと暮らしの再建</u></p> <p><u>余震等に伴う二次被害を防止するため、応急危険度判定を迅速に実施し、状況に応じて県に支援を要請します。</u></p> <p><u>また、二次被害の恐れがなくなり次第、速やかに被害認定調査を行い、迅速なり災証明の発行に努めます。</u></p> <p>(1) <u>被災住宅の応急対策</u></p> <p>ア <u>応急危険度判定の実施</u></p> <p>イ <u>住宅の被害認定調査の実施</u></p> <p>ウ <u>り災証明の発行</u></p> <p>エ <u>被災者による自宅の応急修理支援</u></p> <p>(2) <u>緊急の住宅確保</u></p> <p>ア <u>住民の住宅再建意向の把握</u></p> <p>イ <u>応急仮設住宅用地の確保</u></p> <p>ウ <u>応急的な住宅の供給計画の作成</u></p> <p>エ <u>応急仮設住宅（民間賃貸住宅）の借上げ</u></p> <p>オ <u>応急仮設住宅の確保</u></p> <p>カ <u>応急仮設住宅の長期利用化を見据えた取組・適切な解消に向けた取組</u></p> <p>(3) <u>ボランティアの受入体制の整備</u></p> <p>ア <u>津市災害ボランティア本部及び災害ボランティアセンターの設置</u></p> <p>イ <u>復興に向けたボランティア活動への支援</u></p> <p>3 <u>公共土木施設の復旧・復興</u></p> <p><u>発災後、市が管理する施設について、施設の損傷及び機能を確認し、被害状況を把握するとともに、応急復旧活動に取り組みます。</u></p> <p>(1) <u>被災状況の把握と応急工事の実施</u></p> <p>(2) <u>道路、港湾等の交通基盤の確保及び整備</u></p>

No.	頁	行	旧	新
				(3) 海岸、河川等の保全 (4) 上下水道等のライフラインの復旧 (5) 公園、緑地の復旧
36	171	1	第1節 公共施設災害復旧事業計画 1 公共土木施設災害復旧事業計画（建設部、下水道局、農林水産部） (1)～(3) 略 (4) 漁港等の災害復旧計画 <u>各漁港の地理的条件に風速・潮位及び波高等の海象条件等を十分勘案して再度災害を被らないよう工法等を検討して計画を樹立します。</u>	第2節 公共施設災害復旧事業計画 1 公共土木施設災害復旧事業計画（建設部、下水道局、農林水産部） (1)～(3) 略 (4) 漁港等の災害復旧計画 <u>市は、被災した漁港等の現地確認により被災状況を把握し、国の災害復旧事業等を活用して災害廃棄物の撤去を行い、被災状況等に応じて県に委託します。復旧にあたっては、被害箇所や被害額を国に報告し、被害査定を受け、国の災害復旧事業を活用します。ただし、被災状況に応じて、県と協議を行い、連携して対応を図るものとします。また、効率的に復旧作業を実施するため、原則として係留施設の復旧を優先し、その後、水域施設、外郭施設、航行補助施設の復旧を行い、漁獲物の処理保蔵及び加工施設等その他の施設等を復旧することとします。復旧作業に際しては、円滑な実施のため、技術者の派遣等について土木建設企業等に対して協力を要請するとともに、漁協等関係機関と情報共有を図ります。</u>
37	171	30	2 農林水産施設災害復旧事業計画（農林水産部） (1) 農地農業用施設災害復旧計画 <u>農地農業用施設の災害については、現在までに原形復旧に重点をおいて復旧がなされていましたが、投資効果を十分発揮するうえからも、今後はさらに被災の原因をよく調査して災害を繰り返さないように計画にあたる必要があります。</u> <u>なお、農業基盤整備事業としてため池等整備事業を積極的に推進し、災害を未然に防止する方策を講じる必要があります。</u>	2 農林水産施設災害復旧事業計画（農林水産部） (1) 農地農業用施設災害復旧計画 <u>市は、被災した農地及び農業用施設等の現地確認により被災状況を把握し、国の災害復旧事業等を活用して災害廃棄物の撤去を行い、被災状況等に応じて県に委託します。復旧にあたっては、被害箇所や被害額を国に報告し、被害査定を受け、国の災害復旧事業を活用します。ただし、被災状況に応じて、県と協議を行い、連携して対応を図るものとします。また、効率的に復旧作業を実施するため、原則として排水に係る復旧を優先し、その後、津波等による除塩作業を行うための用水供給に関する施設の復旧を行い、農地等その他の施設等を復旧することとします。排水機場、頭首工、パイプライン等の農業用施設の復旧作業に際しては、円滑な実施のため、修理部品の手配や技</u>

			<p>(2) 林道災害復旧計画  <u>林道は、林産物搬出施設としては勿論、林業経営の基盤をなす以外に山村の経済、文化及び交通等を左右する道路として、その価値は極めて大きいといえます。従って、林道の被災による交通途絶は林業経営に支障を及ぼすほか山村住民の生活に影響することが多いため、被災箇所の早期復旧によって安全堅牢な林道に復旧する必要があります。特に最近の車両の大型化、集中豪雨の多発等を考慮し、原形復旧のみでは再度災害のおそれがあるものについては各被災路線の性格に応じた適切な復旧を計画推進します。</u></p> <p>(3) 林水産施設災害復旧計画  <u>農業協同組合又は漁業協同組合の所有する倉庫、以下 略</u></p>	<p><u>術者の派遣等について各ポンプメーカーや土木建設企業等に対して協力を要請します。なお、除塩は、圃場周囲の用水路の状況及び営農再開までのスケジュール等を踏まえ、効率的に実施します。除塩基準及び除塩方法については、「農地の除塩マニュアル」（農林水産省 平成 23 年）を参考に実施します。</u></p> <p>(2) 林道災害復旧計画  <u>市は、被災した林道の現地確認により被災状況を把握し、国の災害復旧事業等を活用して災害廃棄物の撤去を行い、被災状況等に応じて県に委託します。復旧にあたっては、被害箇所や被害額を国に報告し、被害査定を受け、国の災害復旧事業を活用します。ただし、被災状況に応じて、県と協議を行い、連携して対応を図るものとします。また、効率的に復旧作業を実施するため、集落間を結ぶ幹線林道の復旧を優先することとします。林道の復旧作業に際しては、円滑な実施のため、資材の手配や技術者の派遣等について土木建設企業等に対して協力を要請するとともに、森林組合等関係機関と情報共有を行います。</u></p> <p>(3) 林水産施設災害復旧計画  <u>農業協同組合、森林組合又は漁業協同組合の所有する倉庫、以下 略</u></p>
38	172	31	<p>3 学校教育施設災害復旧事業計画（教育委員会事務局）  (1)、(2) 略  <u>記載なし</u></p>	<p>3 学校教育施設災害復旧事業計画（教育委員会事務局）  (1)、(2) 略  <u>(3) 地震に伴う津波災害等の被害を受けにくい高台への移転及び嵩上げを行ったうえでの再建など、災害に強い施設の建設を推進します。</u></p>
39	172	35	<p>4 水道施設災害復旧事業計画（水道局）  (1) 水道施設災害復旧計画  <u>市及び水道事業者により速やかに復旧を行うものとしますが、被災の程度により全面回復が困難な場合は、給水車等により応急給水を実施します。</u></p>	<p>4 水道施設災害復旧事業計画（水道局）  (1) 水道施設災害復旧計画  <u>水道の基幹施設である取水施設、導水施設、浄水施設及び受水施設の早期復旧により水を確保し、順次、送水管、配水場、配水本管、配水管及び給水管の復旧を行い、平常時の機能を維持するよう努めます。また、被災の程度により全面復旧が困難な場合は、給水車等により応急給水を実施します。</u>  <u>なお、復旧を速やかに行うため、平常時から諸資機材の点検及び整備を行い、配置場所や調達方法等を局内で周知します。</u></p>

No.	頁	行	旧	新
40	174	1	第2節 財政金融計画	第3節 財政金融計画
	176	1	第3節 被災者等の生活再建等の支援	第4節 被災者等の生活再建等の支援
	181	1	第4節 被災者生活再建支援制度	第5節 被災者生活再建支援制度
	183	1	第5節 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金・弔慰金	第6節 災害弔慰金・災害障害見舞金・災害見舞金・弔慰金
	186	1	第6節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援	第7節 被災中小企業の復興その他経済復興の支援
	187	1	第7節 農林漁業経営の安定策	第8節 農林漁業経営の安定策
	188	1	第8節 激甚災害の指定	第9節 激甚災害の指定